○総務省告示第百九十三号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）別図第四の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第九十五号（デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月三十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記第7　拡張情報の構成 ［図　略］ ［注1～6　略］ 7　搬送波の総数は、各搬送波群に属する搬送波の数とし、値の最小は1、最大は255とする。0は、用いない。 ［8～11　略］	**別記第7　拡張情報の構成** ［図　同左］ ［注1～6　同左］ 7　搬送波の総数は、各搬送波群に属する搬送波の総数とし、値の最小は2、最大は255とする。値0及び1は、用いない。 ［8～11　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第百六十三号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月三十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　目的 この告示は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書十第一編第六節1又は2の規定に基づき平成二十年度から平成二十七年度までに本邦に入国して滞在が許される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したインドネシア人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十三年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師試験」という。）、平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）、平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）、平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）、平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師試験」という。）、平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師試験」という。）、平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師試験」という。）若しくは平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師試験」という。）又は平成二十四年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）、平成二十五年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）、平成二十六年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）、平成二十七年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）、平成二十八年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。）又は平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）に合格した者（以下「合格者」という。）であって、合格者の滞在期間の延長について、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は平成三十年五月三十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づき滞在が許可されるものは、これを加える。	第一　目的 この告示は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書十第一編第六節1又は2の規定に基づき平成二十年度から平成二十六年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士国家試験を受験したインドネシア人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十三年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師試験」という。）、平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）、平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）、平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）、平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師試験」という。）、平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師試験」という。）、平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師試験」という。）若しくは平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師試験」という。）又は平成二十四年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）、平成二十五年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）、平成二十六年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）、平成二十七年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）、平成二十八年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。）又は平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）に合格した者（以下「合格者」という。）であって、合格者の滞在期間の延長について、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は平成三十年五月三十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づき滞在が許可されるものは、これを加える。